

水産流通適正化制度の事業者の届出

【加工・流通事業者、輸出事業者、小売事業者等の取扱事業者が届出を行う場合】

アワビ、ナマコ等の特定第一種水産動植物等（加工品含む）を販売、加工、輸出等をする取扱事業者は、**茨城県への届出が必要**です。

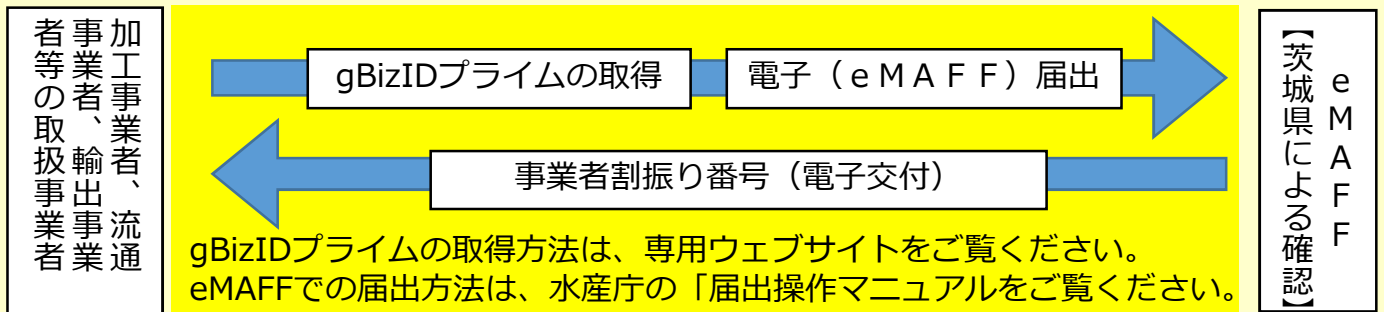
届出を行う際には、届出事項の他、省令で定められた**書類の提出**が必要ですが、一部の書類は省略可能です。

なお、**専ら消費者**に対し**販売、提供する場合は、届出は不要**です。

1 届出方法


原則、電子申請（eMAFF）で届出※を行って下さい。茨城県による確認・受理の後、**届出者へ事業者割振り番号が通知**されます。


※eMAFFでの届出が困難である場合に限り、茨城県に対し、書面での届出も可能です。



2 届出事項

- (1) 氏名又は名称、住所
 - (2) 事務所、工場、店舗、事業所及び倉庫の所在地※
 - (3) 取り扱う種類（アワビ、ナマコ）
- ※全ての関係する事務所等について届出して下さい。

gBizIDの
専用ウェブサイト → 

eMAFFの
届出操作マニュアル → 

3 添付書類

	個人事業者	法人
氏名及び住所を証する書類 【住民票等の写し】	eMAFFでの申請時：省略可能※ 書面での申請時： 必要	—
定款及び登記事項証明書	—	eMAFFでの申請時：省略可能※ 書面での申請時： 必要
（代理人が届出する場合） 委任状 代理人：団体、行政書士等	必要 （代理申請は書面での手続きとなります）	

※eMAFFで届出する場合は、gBizIDプライムの取得が必要となり、その際に事業者情報について確認が行われるため、住民票の写し等（個人）又は定款及び登記事項証明書（法人）の添付を省略することが可能です。